

高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事
基本設計業務プロポーザルに関する質問事項・回答

No	質問内容	回 答
1	プロポーザル説明書の「3 参加資格」及び「8 技術提案書の特定(4)技術提案書を特定するための評価基準」で「延べ面積・・・の新築又は増築の設計実績（工場、車庫、倉庫その他これらに類するものを除き、平成22年4月1日以降に工事が完成したもの又は参加表明書の提出期限までに設計が完了し、確認済証が交付されているものに限る。）を有すること。」とあります。 該当する規模の建築物の設計は完了し確認済証を受領していますが未着工です。 この場合は説明書の記載のとおり設計実績と考えますが宜しいでしょうか。	よろしいです。(5/28 回答済)
2	設計実績の用途で駅舎は「工場、車庫、倉庫その他これらに類するもの」に含まれないとし、これを設計実績と考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。 ただし、業務実績の評価については、提出する図面等に各技術者の設計範囲を明示していただき評価します。（プラットホームの上屋等、建築基準法第2条1項1号の「建築物」の定義から除かれるものについては、評価対象外です。）(5/28 回答済)
3	参加表明書の提出方法(1)提出書類(設計共同体的場合)④にうたわれている「確認済証が交付されていることが確認できる資料」に代え、雑誌等発表記事の提出としてよろしいでしょうか。	設計実績の建築物が ① 平成22年4月1日以降に工事が完成 ② 平成22年4月1日以降から参加表明書提出期限までに設計が完了し確認済証が交付 上記①又は②が雑誌等発表記事で確認が可能であればよろしいです。